



四国税理士会報

第476号
2025.10.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087 (823) 2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 石井 晶子
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



はりまや橋交差点

撮影者 鳴門支部 田中 伸廣

主な記事

高松国税局との定例懇談会
部・委員会だより ～総務部～

あなたの暮らしのそばにいる
四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら


 ▼ 目次 ▼

- 高松国税局との定例懇談会・・・ 3
 - ・四国税理士会の現状と令和7年度の重点事業、第六世代の税理士用電子証明書について
- 9月の会務・・・ 17
 - ・定例懇談会の運営並びに提出議題を協議 常務理事会
 - ・四国税理士会親睦ソフトボール大会の運営を協議 総務部会
 - ・規程の一部変更案等を協議 制度部会
 - ・特別支援学校での租税教室に関する研修会等について協議 租税教育推進部会
- 潮 流・・・ 18
 - ・ダイレクト納付のススメ 副会長 河上 幸市
- 第1回研究発表会
開催のお知らせ・・・ 20
- 高松国税局からのお知らせ・・・ 22
 - ・給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関するコールセンター（令和7年9月16日開設）
 - ・～源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー～
 - ・四国税理士会会員の皆さまへ 相続税e-Tax をご利用ください
- 日税連会議出席報告・・・ 26
- 部・委員会だより・・・ 27
 - ・総務部の活動報告 総務部
- TAINSインフォメーション・・・ 28 情報化対策部
- 税の広場・・・ 29
 - ・令和7年改正 相続土地の所有権移転登記等の登録免除税特例が2年延長
- 研修会のご案内・・・ 30
- 自由席・・・ 31
 - ・野球への恩返し 石原 浩範（高松支部）
 - ・予測可能な未来 矢野 浩之（伊予西条支部）
- 会員異動・・・ 33
- 編集後記・・・ 35 広報委員 松井 志郎

表紙写真説明

タイトル はりまや橋交差点

コメント 高知旅行に出かけた際、ひろめ市場で食事を済ませほろ酔い気分でホテルに帰り、少ししか開かない窓の隙間からはりまや橋を交差点に向かって長時間撮影でシャッターを切りました。

撮影者 鳴門支部 田中 伸廣

高松国税局との定例懇談会

四国税理士会の現状と令和7年度の重点事業、
第六世代の税理士用電子証明書について

四国税理士会と高松国税局幹部との本年第1回目の定例懇談会が8月28日、税理士会館において開催された。

この懇談会は、税理士会と税務行政当局との意思の疎通を図り、両者の信頼関係を増進して、「納税義務の適正な実現」という双方が持つ同じ目的の達成に資するために年2回定期的に開催されている。

懇談会では、浜崎会長並びに齋地局長の挨拶に続き、高松国税局からは、①税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）について②e-Tax等の利用拡大について③令和7年分確定申告について④相続税e-Taxの更なる普及及び定着について⑤キャッシュレス納付等の利用拡大について⑥滞納の未然防止について一などの議題が、また、当会からは、①四国税理士会の現状と令和7年度の重点事業について②第六世代電子証明書について一などの議題を提出し、忌憚のない意見を交換した。

高松
国税
局四
国
税
理
士
会

高松国税局提出議題

1. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）について



後藤 総務部長

当局においては、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」に沿い、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に、「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて、税務行政のDXを更に前に進めることとしています。

近年、あらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっており、経済社会や技術環境が目まぐるしく変化しています。そのような中、国税当局が「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を的確に果たしていくためには、その時代時代に応じた税務行政のあるべき姿（グランドデザイン）を描き、その実現に向けて着実・迅速に取組を進めていくことが重要となります。

特に、事業者のデジタル化促進については、税務のデジタル化と併せて、事業者が日頃行う事務処理もデジタル化することにより、事務処理の一貫したデジタル処理（デジタルシームレス）が可能となり、生産性向上や経営の高度化が期待されます。このことは、国税当局にとっても、税務コンプライアンス向上の観点からメリットがあることから、積極的に取り組むこととしています。

四国税理士会や関係民間団体等の様々な関係者と連携・協調しつつ、税務行政のDXを推進していくことが必要だと考えていますので、何卒、御協力をお願いします。



【税務行政のDX】



【事業者のデジタル化】

2. e-Tax 等の利用拡大について

四国税理士会におかれましては、e-Tax 及びキャッシュレス納付の利用拡大に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。より一層の利用拡大に向け、会員の皆様方及びその関与先に対する働きかけを積極的に行っていただきますよう、よろしく申し上げます。

【令和6年度の利用状況】

高松局全体の令和6年度のオンライン利用率の状況（速報値）は、所得税申告が約540千件（前年対比103.7%）、利用率77.5%、法人税申告が約74千件（前年対比102.4%）、利用率89.5%、相続税申告が3,602件（前年対比151.3%）、利用率55.1%、国税納付手続が約365千件（前年対比114.4%）、利用率31.7%となっています。

【令和7事務年度の取組】

国税庁においては、添付書類等のスキャナ読み取り等の要件見直しや、マイページの税務代理人への利用拡大など、e-Tax の利便性向上のための環境整備を行っております。

引き続き、税理士会や利用者の皆様からのシステム改善要望に可能なものから対応し、利便性の向上に努めていきますので、e-Tax 及びキャッシュレス納付の利用拡大に御協力をお願いします。



【リーフレット】

3. 令和7年分確定申告について



小熊 課税部長

令和6年分の確定申告については、四国税理士会並びに会員の皆様方に多岐にわたる御

協力をいただき、無事終了することができました。御協力に対し厚くお礼申し上げます。

1 令和6年分確定申告期の取組状況について

確定申告期における委託業務のうち、四国税理士会が受託された次の業務について御協力いただきました。

(1) 確定申告期における無料申告相談の実施

高松国税局管内全署において無料申告相談を実施し、地方税申告会場での申告相談等に従事していただいたほか、税務署の申告会場においても申告指導や申告内容の確認に対応していただきました。

また、インボイス制度の円滑な定着に向けて、各税務署の実情により、消費税の申告相談に対応していただきました。

(2) 確定申告電話相談センターにおける電話相談等業務の実施

従事していただく会員の方の募集等について格別の御尽力をいただいたほか、従事していただいた会員の皆様方には、多岐にわたる質問に的確に対応していただきました。

2 令和7年分確定申告期に向けた取組方針

令和7年分の確定申告期においても、引き続き、自宅等からのe-Taxを利用した申告の一層の推進に取り組むこととしています。

また、本年も、確定申告期における委託業務として、「確定申告期の無料申告相談」及び「確定申告電話相談センターにおける電話相談等業務」を公募により調達し、実施することを予定していますので、御理解と御協力をお願いします。

4. 相続税 e-Tax の更なる普及及び定着について

「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえて策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和6年10月21日改定・公表）において、令和6年度の相

続税のオンライン利用率の目標値を48%に設定しているところ、速報値ではありますが、令和6年度で初めて目標値を上回りました。

四国税理士会並びに会員の皆様方の御理解と御協力に厚くお礼申し上げます。

なお、令和7年1月以降、都市局においては目標値を大幅に上回る高水準で推移しております。

このような状況下、令和7年6月30日に令和7年度の目標値は63%へ改定・公表され、令和8年度の目標値についても同年10月に改定・公表される予定です。

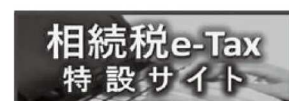
相続税 e-Tax を更に普及し、定着していくためには、税理士の皆様に積極的に御利用いただくことが重要であると考えており、新たな目標値達成に向けて、国税庁では相続税 e-Tax の利便性向上策等を検討し、局署ではきめ細やかな利用勧奨を実施することとしていますので、引き続き、御理解と御協力をお願いします。

また、国税庁ホームページに、「相続税 e-Tax 特設サイト」を開設し、これまで国税庁で実施した利便性向上策のほか、相続税申告の作成・提出に関するQ&Aや、イメージデータで提出可能な添付書類などについて掲載していますので、是非、御確認ください。

【相続税e-Tax特設サイト】



【バナー】



5. キャッシュレス納付等の利用拡大について



石原徴収部長

四国税理士会の皆様方におかれましては、日頃から、キャッシュレス納付等の利用拡大について御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

【キャッシュレス納付】

当局においては、納税者が納税しやすい環境の整備を行うとともに事務処理の効率化を図り、社会全体の現金管理等に伴うコストの縮減及び事業者における業務のデジタル化等の観点から、キャッシュレス納付の利用拡大に向けて積極的に利用勧奨に取り組んでいるところです。

四国税理士会の皆様方の御理解と御協力もあって、ダイレクト納付利用届出書の提出件数、納付件数、利用割合とも着実に増加しており、重ねてお礼申し上げます。

なお、特に納付機会が多く、利用率が低い源泉所得税については、令和7年10月に新たに源泉所得税のキャッシュレス納付割合の目標値を設定し、重点的に利用勧奨に取り組むこととしております。

おって、当局のキャッシュレス納付の利用割合は、全国と比べると低調な状況となっております。

四国税理士会の皆様方におかれましては、ダイレクト納付等のキャッシュレス納付の利用について、「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」等を活用し、関与先へ働きかけていただきますようお願いいたします。

「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」は、国税庁ホームページに開設してお

りますので、是非一度、税理士の皆様方のみならず事務員の方々にも、所得税徴収高計算書の作成・送信からキャッシュレス納付手続までの一連の流れを体験していただくほか、税理士事務所の事務員が参加する研修会等において活用していただくようお願いします。



【源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー】



【キャッシュレス納付】

【電子納税証明書】

納税証明書のオンライン請求・受取の利用拡大については、納税者の利便性向上と事務処理の効率化等につながることから、PDF形式の電子納税証明書の積極的な利用勧奨のほか、税務署窓口において来署者に対し、オンライン請求を体験してもらうなど、次回以降の自宅等からのオンライン請求につなげるよう取り組んでいます。

特に、PDF形式の電子納税証明書は、スマホ、タブレットやパソコンから、e-Tax を使っ

—— 税理士の使命と倫理 ——

税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士の五訓

- 一. 税理士は、税務に関する専門家としての自覚のもとに、常に教養を深め、高い品性の陶冶に努めなければならない。
- 二. 税理士は、納税者の信頼にこたえるため、業務に関する法令と実務の研鑽に努め、関与先企業の適正納税と健全経営に寄与しなければならない。
- 三. 税理士は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 四. 税理士は、脱税等をほう助、指示、又は教唆してはならず、その相談に応じてはならない。
- 五. 税理士は、お互いに信義を重んじ、税理士に関する法令・会則等を遵守し、会務運営に積極的に協力しなければならない。

四 国 税 理 士 会

て簡単に請求できるほか、

- ① 税務署まで受取に出向く必要がない
- ② 期間内であれば何度でも印刷して使用可能である
- ③ 提出先がデータ受取可能であればデータにより提出できる

などの様々なメリットがあります。

皆様方におかれましても、関与先に対して積極的にこれらのメリットを御紹介いただくようお願いいたします。



【電子納税証明書】



【税理士の皆様へ
期限内納付に向けた
ご指導をお願いします。】



【消費税の期限内納付
のために計画的な
納税資金の積立てを】



【納付指導・
相談チェック表】



【国税を一時に納付
できない方のために
猶予制度があります】

6. 滞納の未然防止について

四国税理士会の皆様方におかれましては、日頃から期限内納付の周知・指導に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当局においては、適正・公平な賦課及び徴収の実現を図るため、期限内納付に関する周知・広報、納期限前後や調査時の納付指導などにより、滞納の未然防止に取り組んでいるところです。

皆様方には、関与先に対して、次の事項に関する期限内納付の周知・指導をお願いします。

- ① 納付の期限等の周知や納税資金の積立てに関する助言
- ② 個人事業者の振替納税の利用勧奨（消費税の新規課税事業者を含む。）
- ③ 「予納（ダイレクト納付を利用した予納を含む。）」の積極的な活用
- ④ 「消費税の任意の中間申告制度」の周知及び利用勧奨
- ⑤ 「納付指導・相談チェック表」を活用した期限内納付指導

特に、「ダイレクト納付を利用した予納」は、期限内納付に向けて御都合・御事情に応じて計画的に納税資金を積み立てることができますので、積極的に利用勧奨をお願いします。

なお、関与先から期限内納付が困難である旨の申し出があった場合には、納税緩和制度に関して周知していただくようお願いいたします。

《周知（依頼）事項》

1. 租税教育の充実について

租税教育については、次代を担う児童・生徒等が国の基本となる租税の意義や役割を正しく理解できるよう社会全体で取り組むことが必要です。そのため、租税教育推進協議会を中心として租税教室への講師派遣、副教材の作成・配付、学校教育関係者に対する租税教育に関する意識啓発、税の作文募集などに取り組んでいるところです。

四国税理士会におかれましては、このような租税教育の目的・重要性を十分認識され、社会貢献活動の一環として租税教室への積極的な講師派遣を行っていただいております。その取組に対し厚くお礼申し上げます。

令和6年度における租税教室の開催状況は、開催回数及び開催学校数とも前年度と概ね同程度となっており、児童・生徒等の学びの機会が確保できたものと評価しています。

このことは、四国税理士会の皆様方の御協力の下、これまでの取組の積み重ねを通じ、学校教育関係者との信頼関係を着実に築いてきたことが大きな要因であると認識しています。

四国税理士会におかれましては、高等学校での租税教室に軸足を置いて積極的に取り組み、令和6年度に実施した高等学校における租税教室の開催回数の9割を超えて講師を派遣されています。この実績は、全国的にも極めて高い水準にあり、また、特別支援学校での租税教室にも取り組まれています。

さらに、将来の租税教育等を担う教員の養

成にも積極的に取り組まれており、現在、愛媛大学及び高知大学で教育学部等の学生を対象とした教員養成の寄附講座を開設されていると聞いています。

当局としましては、四国税理士会及び会員の皆様方と連携を図り、租税教育の更なる充実に向け、引き続き、取り組んでいきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

2. 綱紀の厳正な保持について

申告納税制度の適正かつ円滑な運営を図る上で、公共的使命を担う税理士が果たすべき役割は極めて大きなものです。そのため、税理士制度が国民からより一層信頼され、税理士がより社会的評価の高い存在になるためには、一人一人の税理士が資質と能力の向上を図るとともに、高い倫理観を保持していくことが重要です。

四国税理士会におかれましては、従前から事業計画の重点施策として、「税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚を図るとともに、非税理士による税理士法違反行為の排除に努める」ことを掲げ、会員に対する綱紀の保持等に関する研修会の開催や会報誌等を利用した注意喚起を行うなど、非行の未然防止に積極的に取り組まれています。

当局においても、税理士制度に対する国民の信頼を確保するため、税理士等に対しては、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士法違反行為の未然防止を図るとともに、税理士法に違反した税理士等やにせ税理士に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処することとしています。

また、各支部との協議会等において、必ず「綱紀監察」を議題の一つに掲げるとともに、綱紀監察研修を効果的な時期・内容により確実に開催するよう各税務署に指示しています。

なお、税理士業務の執行状況等を個別に接触して確認する必要があると認められる場合には、署の税理士事務担当者が主体となって実態確認を実施します。その際には、書面照会と電話・資料徴求による接触を基本としつつ、必要に応じて臨場するなど、事案に応じた適切な接触方法を選択することにより、効果的・効率的に実施しますので、ご理解とご

協力をお願いいたします。

3. 納税者サービスPTの設置について

国税庁では、納税者サービスの在り方として、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向け、普段は税になじみのない方でも、効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指すこととしております。

税理士の皆様方に直接の影響はございませんが、国税庁として目指す納税者サービスの実現に向けて、納税者目線をこれまで以上に重視し、納税者サービスの再整理の取組を推進する体制を構築する必要があることから、令和7事務年度から各国税局に「納税者サービスPT」を設置しました。

納税者サービスPTは、納税者サービスの再整理を推進する組織体として、企画課、総括税務相談官、納税者支援調整官及び管理運営課において所掌する既存の事務のうち、納税者を支援する非対面の相談ツール（チャットボット・タックスアンサー・電話相談など）と署窓口事務を一括して担当いたします。

今後、納税者サービスに関する新たな情報は、税理士の皆様方にも前広に共有させていただきますので、よろしく申し上げます。

4. 広域運営について

1 調査事務等の効率的運営について

当局においては、厳しい定員事情や税務行政を取り巻く環境の変化の中、内部事務処理の集中化を進めるとともに、効果的・効率的な調査事務等を行うため、県庁所在地署の広域担当職員による小規模署への調査支援の実施、小規模署間のエリア一体運営による調査事務の相互支援などの取組を実施しているところです。

令和7事務年度においては、個人課税部門及び法人課税部門（調査部門制署については調査部門）のエリア一体運営を8エリア24署で実施しています。

徳島西部エリアにおいては、令和7年7月10日以降、エリア内の法人事業者の調査事務を脇町税務署に、個人納税者の調査事務を池田税務署に集約して実施し、

内部事務については、エリア内の法人事業者に係る内部事務を池田税務署に、個人納税者に係る内部事務を脇町税務署に集約して実施しています。

なお、脇町税務署及び池田税務署における四国税理士会各支部の皆様方との連絡窓口については、各税務署としており、これまでと変わりございません。

おって、資産課税部門においては、引き続き、7エリア23署（16署が資産課税担当職員の無配置署）でエリア一体運営を実施しています。

これらの取組により、調査又は内部事務を実施する場合に、併任発令を受けた職員が併任先の署の事務を実施しますので、御承知おきください。

対象となる税務署等は次のとおりです。

- 調査事務のエリア一体運営（個人課エリア内の個人課税部門及び法人課税部門）

エリア内の個人課税部門及び法人課税部門（調査部門制署については調査部門）の職員を相互に併任することにより、調査支援体制を整備しています※。

エリア	エリア対象署
徳島エリア	徳島税務署、鳴門税務署、阿南税務署及び川島税務署
徳島西部エリア	脇町税務署及び池田税務署
高松エリア	高松税務署、長尾税務署及び土庄税務署
香川中・西讃エリア	丸亀税務署、坂出税務署及び観音寺税務署
愛媛南予エリア	宇和島税務署、八幡浜税務署及び大洲税務署
愛媛東予エリア	新居浜税務署、伊予西条税務署及び伊予三島税務署
高知エリア	高知税務署、須崎税務署、中村税務署及び伊野税務署
高知東部エリア	安芸税務署及び南国税務署

※ 徳島西部エリアにおいては、内部事務についてもエリア一体運営を実施

- 資産課税事務のエリア一体運営

エリア中心署の資産課税担当職員が、エリア対象署（資産課税担当職員無配置署）の資産課税事務全般を実施します。

エリア中心署	エリア対象署
徳島税務署	阿南税務署、川島税務署、脇町税務署及び池田税務署
高松税務署	坂出税務署、長尾税務署及び土庄税務署
丸亀税務署	観音寺税務署
宇和島税務署	八幡浜税務署及び大洲税務署
新居浜税務署	伊予西条税務署及び伊予三島税務署
高知税務署	須崎税務署、中村税務署及び伊野税務署
南国税務署	安芸税務署

2 滞納整理事務の集中化について

当局においては、徴収事務の効率化・高度化を図ることを目的として、滞納整理事務の集中化を実施しているところです。

実施体制については、令和7事務年度から新たに、中心署を今治署、対象署を新居浜署、伊予西条署及び伊予三島署とする今治ブロックを加え、5ブロックで実施しております。

対象署の滞納整理については、原則として、対象署の併任発令を受けた中心署の徴収担当職員が実施します。

なお、対象署における納付相談については、引き続き、対象署において対応します。

ブロック	中心署	対象署
徳島ブロック	徳島税務署	川島税務署 脇町税務署 池田税務署
高松ブロック	高松税務署	坂出税務署 長尾税務署 土庄税務署
高知ブロック	高知税務署	安芸税務署 南国税務署 須崎税務署 中村税務署 伊野税務署
今治ブロック	今治税務署	新居浜税務署 伊予西条税務署 伊予三島税務署
八幡浜ブロック	八幡浜税務署	大洲税務署

※ 中心署の職員が対象署の滞納整理を実施

5. 調査等におけるオンラインツールの利用等について

1 調査等におけるオンラインツールの利用について

国税庁においては、令和7年9月からデジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境であるGSS（ガバメントソリューションサービス）を順次導入することとしており、当局においては、令和8年3月以降導入される予定です。

GSS導入後においては、税務調査等を実施する際、納税者の利便性向上や税務行政の効率化を図る観点から、納税者の理解を得ることを前提として、必要に応じてオンラインツール（インターネットメールやオンラインストレージによるデータの受け渡し、Web会議システムによる面談等）を利用することがありますので、御承知おきください。

なお、具体的な手続等については、現在、国税庁において検討中と聞いています。詳細が分かりましたら前広に情報共有させていただきますので、よろしくお祈いします。

2 帳簿書類等に係る電子データの提供を受ける際の対応について

国税当局では、効率的に調査を進める観点から、納税者の御理解・御協力の下、税務調査の臨場前も含めて、帳簿書類等に係る電子データの提供をお願いしています。

納税者にとってもコスト削減につながるものと考えていますので、御理解・御協力ををお願いします。

なお、令和7年10月以降、税務調査において、納税者や税理士の皆様方に帳簿書類等に係る電子データの提供を依頼する際、当該電子データの国税当局における取扱いを記載した文書を交付又はその内容を口頭等により説明することとしています。

提供いただいた電子データについては、国税庁において定めた行政文書管理規則等に基づき厳格に管理し、保存期間満了後においては確実に消去することとしています。

6. 消費税還付申告に対する対応について

消費税の不正還付防止の観点から、消費税の還付申告については還付原因を確認するため、必要に応じて、電話等により確認書類（例えば、還付申告の主な原因が輸出免税である場合には、輸出許可通知書やインボイス等の写し、設備投資である場合には、契約書や請求書等の写し）の提出をお願いするほか、実地調査を実施する場合がありますので、御理解と御協力をお願いします。

また、可能な限り速やかに確認を実施しますが、還付申告の原因の確認に当たっては、個別具体的な各種の事情に応じた対応を行うことから、確認に時間を要し、還付を保留する期間が長期にわたる場合がありますので、御了承ください。

なお、消費税の還付申告の主な原因は、輸出免税や高額な設備投資となっておりますが、課否判定誤りや固定資産等の取得時期の誤りなども見受けられるため、関与先に対する確認及び適正申告についての御指導をお願いします。

7. 源泉所得税が未納となっている源泉徴収義務者に対する早期納付の指導等について

四国税理士会の皆様方におかれましては、源泉所得税について、日頃から期限内納付の周知を行っていただいているほか、関与先の納付遅延を把握した場合に、早期納付の指導を行っていただいているところです。

今後とも、源泉所得税は預り金であるとの源泉徴収制度の本旨を踏まえ、関与先に対する期限内納付及び納付遅延となっている関与先に対する早期納付の指導を行っていただくよう、御協力をお願いします。

なお、納付状況等を確認する必要がある者に対しては、税務署からの照会等に加え、源泉所得税事務集中処理センター室からはがき・電話による照会等を実施することとしていますので、御承知おきください。

8. 所得税の基礎控除の見直し等について

令和7年度の税制改正により、「所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直し」及び「特

定親族特別控除の創設」(以下「本改正」といいます。)が行われ、令和7年12月に行う年末調整から適用されることとなりました。

国税当局においては、源泉徴収義務者の方が適切に本改正に対応いただけるよう、国税庁ホームページに特設ページを開設して最新情報を提供するほか、署主催による説明会・相談会を開催することを予定しています。

四国税理士会におかれましては、本改正に関する説明会や年末調整説明会等を開催される場合には、各税務署から講師派遣等が可能ですので、積極的に依頼いただきますようお願いいたします。

9. インボイス制度の円滑な定着に向けた対応について

インボイス制度への対応に当たり、四国税理士会並びに会員の皆様方におかれましては、御理解と御協力をいただきましたことに深く感謝いたします。

当局としましては、引き続き、事業者の立場に立って丁寧に相談対応するなど、制度の円滑な定着に向けて必要な各種施策を実施することとしています。

四国税理士会におかれましても、引き続き、制度の円滑な定着に向けて、御協力をお願いします。

10. 事前照会に対する文書回答手続について

国税局では、納税者の方からの事前照会のうち、一定の要件の下に文書により回答する納税者サービスを実施しています。

また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくために、国税庁ホームページにて公表しています。

文書回答の対象となるものは、国税に係る申告期限前の照会が対象となり、実際に行われた取引等に関する照会のほか、将来行う予定の取引等に関する照会で個別具体的な資料の提出が可能なものです。

なお、文書回答の対象とならないものは、国税庁ホームページ掲載のリーフレット(ご存じですか?文書回答手続)の裏面問1に記

載の①から④のとおりです。

また、裏面問3及び4に記載のとおり、文書回答は、照会文書が受付窓口に到達した日から原則3か月以内の極力早期に行うよう努めるとともに、文書回答の対象とならない場合であっても、内容を審査して、口頭による回答が可能な事前照会については、口頭による回答を行うこととしています。

この文書回答手続については、国税庁ホームページ掲載のリーフレット(「文書回答手続」はe-Taxを利用することができます!!)にありますようにe-Taxでも手続を行うことができるようになっています。

当局としましては、文書回答手続の一層の利用促進を図るべく広報に努めてまいりますので、四国税理士会におかれましても、引き続き、文書回答手続についての周知方をお願いするとともに、会員の皆様方におかれましても積極的な利用をお願いします。



ご存じですか?
文書回答手続



「文書回答手続」は
e-Taxを利用する
ことができます!!

11. 高松国税局業務センター室への郵送等について

当局においては、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務(調査・徴収事務)の充実・高度化を目指し、国税局の組織として「業務センター室」を設置、複数の税務署(対象署)の内部事務を専担部署(センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しております。

なお、先般(令和7年6月10日付)の四国税理士会報におけるお知らせのとおり、令和7年7月10日からは高松国税局業務センターの対象署として、今治税務署、新居浜税務署及び伊予三島税務署の3署が追加となり、令和8年に全署センター化の実施となります。

内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんが、内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により

問い合わせをさせていただくことがあります。センターからの照会等について、関与先等から相談を受けた場合等には、適切に関与先等を御指導いただくなど、センターの運営に御理解と御協力をお願いします。

また、内部事務のセンター化の対象となっている税務署(対象署)に、申告書、申請書等を提出する際には、e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信いただき、書面により提出する場合は、郵送で業務センター又は松山分室若しくは高知分室へ送付いただくよう御協力をお願いします。

12. 納税者の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組について

国税庁においては、自発的な適正申告が期待できる大企業(調査課所管法人)に対しては、協力的手法(税務に関するコーポレートガバナンス(税務CG)の充実に向けた取組や申告書の自主点検と税務上の自主監査のための確認表の活用)を通じて、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上を促しています。

税務CGとは、税務について経営責任者等が自ら適正申告の確保に積極的に関与していただき、必要な内部体制を整備することであり、当局においては、税務調査の機会に企業の税務CGの状況を確認・判定するとともに、調査査察部長等が企業の経営責任者等と面談し、評価結果の伝達や要改善事項等に対する意見交換を行っていますので、御協力をお願いします。

併せて、確認表については、国税当局における申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめたもので、「申告書確認表」と「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」の2種類があります。

確認表を継続して御活用いただければ、申告誤りの未然防止や税務調査での処理誤りを指摘されるリスクを軽減することにつながります。

なお、確認表については、調査課所管法人の皆様への適正申告の一助になればとの趣旨で御提供するものですから、申告書に添付していただく必要はありませんが、国税当局が活

用された法人を把握するために、申告書と併せて御提出していただく「会社事業概況書」の「申告書確認表等の活用状況」欄に活用状況の記載をお願いします。

また、御活用いただいた際には、税務調査などでお伺いした際に、どれだけ役立ったかなどについて御意見を頂戴するとともに、活用の状況を確認させていただくことを予定しています。

会員の皆様方におかれましては、関与先である調査課所管法人に対して、確認表の積極的な活用を働きかけていただきますようお願いいたします。



【税務CGの充実への取組】



【申告書の自主点検】

出席者名簿

(高松国税局)

齋地義孝 局長
後藤善行 総務部長
小熊哲一郎 課税部長
石原広一 徴収部長
西山克也 調査査察部長
奈良壽克也 総務部次長
富崎能史 課税部次長
山本憲哉 酒類監理官
池沢佳樹 総務課長
前田華代 国税広報広聴室長
別役真紀 企画課長
京口 隆 課税総括課長
西泉敬介 個人課税課長
宮岡勝人 資産課税課長
真鍋泰昌 法人課税課長
小松 守 消費税課長
加藤秀文 審理官
中屋知佐 酒税課長
佐藤孝朗 管理運営課長
高原良典 徴収課長
和田 毅 調査管理課長
福居昭博 税理士監理官

(四国税理士会)

浜崎友二 会長
河内 泉 副会長
金子長彦 副会長
岩佐誠志 副会長
河上幸市 副会長
大西央哲 専務理事
井上英俊 専務理事
佐々木敏雄 専務理事
重松 修 総務部長
宮川誠二 財務部長
藤本康城 制度部長
多田建司 税務支援対策部長
市川哲司 調査研究部長
大石真紀 研修部長
藤井 修 業務対策部長
尾上幸男 綱紀監察部長
石井晶子 広報部長
橋本峰人 租税教育推進部長
西岡稔晴 情報化対策部長
森 英裕 公益業務支援部長
新延 誠 中小企業対策部長
徳永 豊 監事

計 22名

計 22名

四国税理士会提出議題

1. 四国税理士会の現状と令和7年度の重点事業について



河内副会長

1 四国税理士会の現状

四国税理士会(以下「当会」という。)では、本年4月に行われた役員選挙において、浜崎会長が3期目の当選を果たし、これから2年間は当会が抱える多くの課題を解決していく、いわゆる集大成の期間となります。

特に、急速な社会の変化に対応し税理士会がデジタルを活用した効率的な会務を行っていくための施策、今後の財政状況の安定化のための施策、会員の資質向上を図り税理士法第1条の使命を果たすための施策、納税者のデジタル化支援や中小企業者の事業を支援するための施策、税務支援事業や租税教育、公益業務への参画のための施策、若手会員や女性会員が会務に参加しやすい環境を整備するための施策など当会を発展させるための課題に可及的速やかに対応することが不可欠の状況となっています。

また、今後30年以内に高い確率で発生するとされている南海トラフ地震などに対する危機管理の施策や財務大臣による会員の処分に係る問題へも適切に対応していかねばなりません。税務当局におかれましては、今後様々な局面で協議あるいは当会へのご

資料1, 年代別登録者数

(人)

県	合計	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代		70歳代		80歳代		90歳代	
香川	543	3	0.6%	26	4.8%	77	14.2%	118	21.7%	142	26.2%	145	26.7%	27	5.0%	5	0.9%
愛媛	575	2	0.3%	36	6.3%	108	18.8%	109	19.0%	135	23.5%	145	25.2%	36	6.3%	4	0.7%
徳島	295	0	-	17	5.8%	42	14.2%	62	21.0%	75	25.4%	80	27.1%	17	5.8%	2	0.7%
高知	239	0	-	12	5.0%	30	12.6%	53	22.2%	62	25.9%	66	27.6%	14	5.9%	2	0.8%
計	1,652	5	0.3%	91	5.5%	257	15.6%	342	20.7%	414	25.1%	436	26.4%	94	5.7%	13	0.8%

※令和7年8月18日現在

資料2, 支部別登録者数

(人)

香川県		愛媛県		徳島県		高知県	
高松	355	松山	348	徳島	193	高知	205
丸亀	85	今治	62	川島	26	中村	13
観音寺	42	伊予西条	33	阿南	22	南国	14
坂出	25	新居浜	28	鳴門	39	安芸	7
長尾	31	伊予三島	31	脇町	7	計	239
土庄	5	大洲	13	池田	8		
計	543	八幡浜	26	計	295		
		宇和島	34			合計	1,652
		計	575				

※令和7年8月18日現在

指導をいただきたくよろしくお願ひいたします。

資料1は、当会における県別、年代別の登録者の状況です。

当会は現在全体で1,652人の組織ですが、そのうち60歳以上の会員が957人と全体の約6割を占めている団体です。そのなかでデジタル化等の社会の変化に迅速に対応し納税者の期待に応えるためには、会員の意識改革が必須であると考えます。

資料2は、当会における支部別の登録者の状況です。

当会は全部で24支部ありますが、全会員のうち約66%が県庁所在地の4支部に集中しています。また、会員数が10人以下の支部が4支部あり、効率的な会務のあり方も検討しなければならないと考えています。

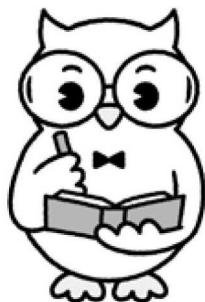
資料3は、当会における県別の税理士法人会員の状況です。

資料3、税理士法人会員県別登録者数

※令和7年8月18日現在
(法人)

	香川県	愛媛県	徳島県	高知県	計
3年度	42	53	37	13	145
4年度	44	56	39	13	152
5年度	44	62	40	14	160
6年度	44	66	40	15	165
7年度	48	63	37	15	163

当会の税理士法人事務所数は現在本店・支店合わせて163事務所、今後全体的に増加傾向にあると考えております。



全国税理士試験受験者数一覧表

(人)

年 度	受験申込者数	受験者数	延受験申込者数	延受験者数
30年度	38,525	30,850	58,400	42,063
令和元年度	36,701	29,779	55,880	41,158
2年度	35,135	26,673	54,301	36,845
3年度	35,774	27,299	55,066	37,673
4年度	36,852	28,853	56,503	40,430
5年度	41,256	32,893	64,156	46,956
6年度	43,919	34,757	69,210	49,676
7年度	45,517	-	71,727	-

2 令和7年度の重点事業

当会の令和7年度の事業計画における基本方針は、①税理士法に基づく諸制度の定着を図り、真に社会・納税者の信頼に応える税理士制度の確立をめざす②職業倫理の高揚、品位の保持及び研修の充実を図り、税理士の社会的信頼と地位の向上を目指す③会員の合意と信頼に基づき、民主的、合理的な会務制度と会務運営の実現に努め、活力ある税理士会の確立をめざすことであります。

そのため当会の分掌機関である各部において具体的施策を掲げて取り組んでまいります。ここでは各部の主な取り組みについて説明させていただきます。

(総務部)

当会グループウェアの利活用の検討及びデジタル技術を活用した会務運営の効率化を推進する。

(財務部)

中長期の収支計画案を作成し、会費の値上げなど今後の財政状況の安定化策を検討する。

(制度部)

次期税理士法改正に関する調査研究及び会則、その他諸規則の整備改善を図る。

(税務支援対策部)

税務支援事業を取り巻く様々な環境の変化への対応策を検討する。

(調査研究部)

税制及び税務行政等の改善進歩に資する提言の策定及び税務調査に関するアンケートの活用を図る。

(研修部)

会員の更なる資質向上を図るため、全会員の研修受講義務の遵守に向けて施策を講ずる。

(業務対策部)

税理士業務のデジタル化及び事業者のデジタル化を支援するための推進策を検討、周知する。

(綱紀監察部)

非違行為の未然防止を図るため「綱紀のしおり」の活用を周知し、会員の倫理の高揚と品位の保持を図る。

(広報部)

会報の充実及びホームページの改善を図り、迅速で有益な情報発信を検討する。

(租税教育推進部)

社会貢献活動としての租税教育等の普及と推進に努める。

(情報化対策部)

税理士業務のデジタル化に関する施策及び第六世代電子証明書への円滑な移行を支援する。

(公益業務支援部)

税理士の職能を生かした公益的業務及び地域における社会貢献活動に積極的に参画するための支援を行う。

(中小企業対策部)

中小企業を支援するための各種支援情報を広く周知する。

(税務研究所)

研究部門及び審議部門それぞれの目的を確立するための研究に努める。

当会の現状と令和7年度の重点事業の概要を説明しましたが、会務運営に当たっては、今後も税務当局のご指導、ご支援をいただきながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

2. 第六世代の税理士用電子証明書について

金子副会長

現在、税理士に発行されている第五世代の税理士用電子証明書は、来る令和8年3月31日に有効期限を迎えることとなります。そこで日本税理士会連合会では令和7年8月より、第六世代の税理士用電子証明書の申し込み受付が開始されます。

1 第六世代の税理士用電子証明書の特徴

今回新たに配賦される第六世代の税理士用電子証明書の特徴は、従来の第五世代と大きく変わります。

まず、第五世代の証明書の取得の際は、取得を希望する利用者が申請し本人限定受取郵便にて送られてきたのに対し、すべての税理士に対し、日本税理士会連合会から「税理士認証カード」が一般書留郵便にて郵送されてきます。そして、利用者はその税理士認証カードを利用し電子証明書の申し込みを行います。

また、これまでの第五世代の電子証明書は「ICカード方式」を採用しており1枚のICカードのみで電子申告の際の電子署名が可能でしたが、第六世代の税理士用電子証明書は、「リモート署名方式」と税理士認証カードを組み合わせた新しい形式の電子証明書となります。第六世代の税理士用電子証明書では、クラウド上のリモート署名サーバーに署名用電子証明書が保管され、税理士認証カードで当該サーバーにログインし、本人認証を行うことにより、電子署名が可能となることとなります。

従いまして、税理士認証カード（赤色のICカード）を受け取っただけでは今までのようにすぐに電子申告で署名できるわけではなく、必ず税理士認証カードを使って第六世代の税理士用電子証明書の申し込みが

必要となります。

2 税理士認証カードの発行スケジュール

先に述べたように第六世代の税理士用電子証明書は税理士認証カード（ICカード）とクラウドに保管された電子署名を利用する形で電子署名が可能になります。税理士名簿に基づき、すべての税理士会員の事務所所在地に一般書留郵便にて順に送られてくる税理士認証カードの発送スケジュールは次のようになります。

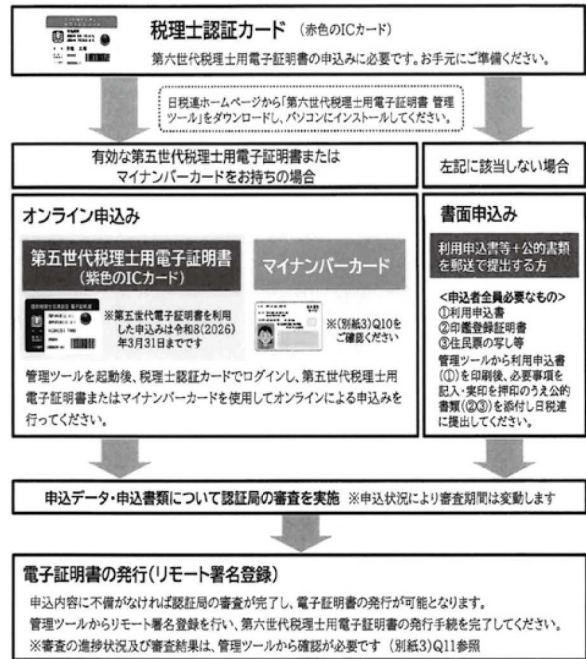
※四国会は第一グループに該当するため8月中旬には税理士認証カードが会員各事務所所在地に送られてくることとなります。したがって会員への漏れのない周知と会員からの問い合わせに対する対応の体制の準備を早急に立ち上げる必要があります。

3 第六世代の税理士用電子証明書の取得

8月に送られてくる税理士認証カードを受け取っただけでは電子署名をすることはできません。この税理士認証カードを使って第六世代の税理士用電子証明書の申し込みを行い電子証明書の発行を行う手続きが必要となります。この証明書の発行手続きはオンラインでの申し込みと、書面による申し込みとがあります。その申請の方法は下記のようになります。

※税理士認証カードはクラウド上にある電子署名をするための「鍵」の役割を果たすカードです。したがって電子署名をする場合必ず必要となってきます。しかしながらこの税理士認証カードは一人に対し1枚しか発行されないため、万が一破損・紛失した時のために備える必要があります。第六世代の税理士用電子証明書からはマイナンバーカードを税理士認証カードとして利用することができますので、不測の事態に備えマイナンバーカードも利用できるよう利用登録をしておく必要があります。なお、税理士認証カードを破損・紛失等した場合は再発行の申請手続きは必要ですが、申請により再発行することができます。この場合再発行

においては有料（5,000円）となります。



4 第六世代の税理士用電子証明書の署名

第六世代の税理士用電子証明書を利用した電子申告の署名作業は下記の税理士認証カード又は利用登録済みのマイナンバーカードを利用して次の順番で行うこととなります。



◆ ◆ 9月の会務 ◆ ◆

日	会議・行事名	主な内容
1	第4回広報部編集企画会議 (ウェブ)	会報第475号(9月号)の編集・校正等
	登録調査委員会(ハイブリッド)	新規登録申請に係る登録適否調査等
3	トラブルシューティング研修会 (松山)	税理士事務所の転ばぬ先のトラブルシューティング 税理士 富永 昭雄 氏
4	トラブルシューティング研修会 (高知)	
5	第1回紛議調停委員会	令和7年度重点事業及び予算等
9	トラブルシューティング研修会 (高松)	税理士事務所の転ばぬ先のトラブルシューティング 税理士 富永 昭雄 氏
	第6回正副会長会	光州地方税務士会との国際交流懇談会等
	金融公庫との交流会	情報提供等
10	トラブルシューティング研修会 (徳島)	税理士事務所の転ばぬ先のトラブルシューティング 税理士 富永 昭雄 氏
11	第1回制度部会	支部運営の課題と本会への要望
17	第1回租税教育推進部会	特別支援学校での租税教室に関する研修会等
24	第2回総務部会(ウェブ)	四国税理士会親睦ソフトボール大会の運営等
26	第1回税務支援対策部会	高松国税局の受託事業等
27	第2回調査研究部会	令和9年度税制改正に関する意見書作成の方針等
29	第5回広報部編集企画会議 (ウェブ)	会報第476号(10月号)の編集・校正等
30	デジタル化対策PT会議 (ハイブリッド)	グループウェア「SHIRASAGI」の活用

常務理事会

8月28日開催

定例懇談会の運営並びに提出議題を協議

第5回常務理事会が、8月28日、税理士会館において開催された。

当会議では、①定例懇談会の運営並びに提出議題②支部長会の運営と議題③財政の安定化に向けた検討一などを協議したほか、認定研修の審査結果などの報告が行われた。

(理事会代位議決事項)

1. 支部規約の一部変更の承認

藤本制度部長から、支部規約の一部変更の承認について、高知支部、中村支部、南国支部、安芸支部の支部会費変更の説明が行われ、採決の結果、全会一致で可決承認した。

(協議事項)

1. 高松国税局との定例懇談会の運営並びに提出議題

重松総務部長から、本年度第1回目の高松国税局幹部との定例懇談会のスケジュール・議題等の説明があった後、①四国税理士会の現状と令和7年度の重点事業について②第六

世代電子証明書について—の各議題について、河内・金子両副会長から提案内容の説明が行われた。

2. 支部長会の運営と議題

重松総務部長から、10月7日に開催する支部長会の運営並びに議題等について確認が行われた。

3. 財政の安定化に向けた検討

浜崎会長から、日税連において会費の値上げが検討されていることから、四国会の今後の対応等について説明が行われた。

間」とし、「綱紀事案未然防止のためのセルフチェックシート」を四国会会報9月号に同封する予定である。

【情報化対策部】

- ・第六世代電子証明書の発行手続きが開始したが、日税連から不具合等の報告もあるため随時迅速な周知に務めたい。
- ・次回のデジタルフォーラムの開催について、来年度開催とし、今年中に詳しい日程やテーマ等を検討していく。

(報告事項)

1. 認定研修の審査結果

大石研修部長から、認定研修申請書受付簿を基に、認定の可否・理由等の説明が行われた。

2. 各部からの報告事項

【綱紀監察部】

- ・9月と10月を「税理士業務チェック強化月



ダイレクト納付のススメ

源泉所得税と個人住民税（特別徴収分）の納付は毎月行う手続きであり、ダイレクト納付を利用することによる事務の効率化の効果が大きい手続きであると言えます。

源泉所得税はe-Taxで徴収高計算書を送信しダイレクト納付を行います。個人住民税（特別徴収分）はeLTAXで地方自治体ごとの納付税額を設定し地方税共通納税システムを利用することで複数の自治体に対して一括でダイレクト納付が完了します。

いずれも納付書の作成や銀行等での納付手続きが削減できます。特に個人住民税については複数の自治体の納付書の作成事務が削減でき効率化の効果は大きくなります。

さらに、給与支払報告書を電子で提出すれば、翌年分の従業員ごとの個人住民税額（特別徴収分）が自治体から電子データで通知されます。これを給与システムやeLTAXシステムに読み込むことで従業員ごとの特別徴収税額や自治体ごとの納付税額を設定することができ、入力作業が削減できます。

最近利用を開始した顧問先の場合、e-TaxとeLTAXのシステムの導入と初期設定、初回のダイレクト納付の際に立ち会いマニュアルに沿って顧問先の担当者に操作手順を指導するなどのサポートを行いましたが、翌月からは担当者が単独でダイレクト納付までの一連の操作ができるようになりました。

当初の支援は必要ですが、ダイレクト納付の利便性や事務負担の軽減効果を理解してもらえれば利用は広がるものと思います。顧問先における業務のデジタル化、DXの推進の一環として、ダイレクト納付の導入を勧めて行きたいと考えています。

(副会長 河上 幸市)

総務部会

9月24日開催（ウェブ会議）

制度部会

9月11日開催

四国税理士会親睦ソフトボール大会の運営を協議

1. 日税連総務部会の出席報告

重松部長から、9月8日開催の日税連総務部会の出席報告として、①税理士掲示板の取扱い②税理士会における会員情報の取扱い③表彰規程④税理士職業賠償保険—などの説明が行われた。①の税理士掲示板については、9月末までに全支部で名札を取り外すこと、掲示板本体の所有者の確認を行うこと、撤去については日税連の方針決定を待つこととした。また、④の税理士職業賠償責任保険については、加入勧奨のため各県の例会等に合わせ研修会等を企画することとした。

2. 事業計画に対する支部からの要望事項への回答

重松部長が作成した回答案を基に協議を行い、10月7日開催の支部長会において回答することとした。

3. NASの導入に関する支部への説明

文書保存の電子化を目的に、本年4月に設置したNASの使い方等について、10月7日開催の支部長会においてマニュアルを用いて説明することとした。

4. 四国税理士会親睦ソフトボール大会の運営

11月21日に開催する四国税理士会親睦ソフトボール大会のルール、大会次第、荒天時の対応、交流会の開催等について協議した。

5. 災害訓練の実施方法

本年度の災害対策訓練を11月5日に会員専用ページのアンケート機能を用いて実施することとした。

6. その他

電磁的方法による通知のためのメールアドレスの収集状況を確認し、今後の方針を協議した。



新しく任命された制度部会メンバー

規程の一部変更案等を協議

1. 令和7年度事業計画と具体的施策

藤本部長から、令和7年度事業計画並びに具体的施策について説明が行われた。会長からの諮問事項でもあるウェブ会議の1/2程度の実施と日税連からの情報提供の迅速な運営等について説明が行われた。

2. 会長からの諮問事項

藤本部長から、会長からの諮問事項①税理士実態調査の結果の活用及び周知②次期税理士法改正に向けた論点整理について四国会としての検討—の2点について、税理士実態調査については資料が膨大であることから、広報部と協議の上、四国会HPにバナーを設置し会員に周知することとし、次期税理士法改正に向けた論点整理については、日税連の方向性も確認し、四国会としての方向性を検討したいとの説明が行われた。

3. 規定の一部変更案

藤本部長から、①四国税理士会公益活動に関する細則②四国税理士会成年後見支援実施規程③「四国税理士会成年後見支援センター」運営要領④「四国税理士会成年後見支援センター」相談委員相談委員執務要領の各一部変更案については、総会で公益活動対策部から公益活動業務支援部に名称変更されたことによるものであるとの説明があり、承認後、正副会長会へ上程することとした。

4. 制度部に対する要望等

支部から提出のあった要望事項について協議した。

5. その他

紛議調停申立書の様式変更案等について協議した。



新しく任命された租税教育推進部会メンバー

租税教育推進部会

9月27日開催

特別支援学校での租税教室に関する研修会等について協議

1. 本年度の租税教育の取り組み方

本年度の租税教育の取り組み方を協議した結果、今後も日税連の方針に従い高校生以上を対象とした授業を積極的に推進していきたいとの説明が行われた。また、特別支援学校での租税教室についても今後継続して実施していくこととした。

2. 令和7年度重点事業の具体的施策及び予算

橋本部長から、重点事業の具体的施策及び

予算、会長からの諮問事項等についての説明が行われた。

3. 支部からの要望と回答

橋本部長から、令和7年度事業計画に対する要望等への回答について説明が行われた。

4. 各県での租税教室講師研修会

各県ごとに租税教室講師研修会の開催予定及び結果、問題点等を報告した。

5. 特別支援学校での租税教室に関する研修会

特別支援学校での租税教室に関する研修会について、来年度開催することとし、開催時期や会場等を検討した。

6. その他

①今後の寄附講座の打合せ②他会での研修会への参加③次回の部会開催日一などを検討した。

第1回研究発表会の開催

四国税理士会 税務研究所

- | | |
|--------|--|
| 1 日 時 | 令和7年11月11日(火) 午後1時~5時(予定) |
| 2 場 所 | リーガホテルゼスト高松 2F エメラルド |
| 3 内 容 | 同封の「第1回研究発表会開催のお知らせ」に記載
四国税理士会ホームページでのお知らせも併せてご覧ください。
発表会資料は会場での参加者には当日配布致します。 |
| 4 募集人員 | 100名 |
| 5 参加費 | 無料 |
| 6 申込方法 | 同封の申込用紙によりお申し込みください。 |

※四国税理士会主催研修として研修受講時間に算定されます。

※当日の参加確認を税理士認証カード等により行いますのでカードの持参をお願い致します。

第1回研究発表会(発表順)

愛媛県 中山真司 井上直輝 長谷川広美 徳田博紀 田坂有祐
高知県 池内政仁 田中宏和 平井利和 森澤優司 鳴瀬奈央 竹内誠
徳島県 孝志洋平 一楽暁彦 遠山伴恵 田中博士 瀧川聡司 佐々木梨絵
香川県 高橋真貴子 多田建司 尾上幸男 元木貴士 藤岡健太

綱紀監察部からのお知らせ

9月・10月は 「 税理士業務チェック強化月間 」 です！！

9月10日発刊（第475号）の四国税理士会会報誌とともにお送りしました
『 綱紀事案未然防止のためのセルフチェックシート ～ あなたの税理士事務所は大丈夫ですか？ ～ 』
をご覧いただけましたでしょうか。

このセルフチェックシートは、綱紀事案の未然防止を目的として、税理士及び税理士法人が各事務所の運営状況の適法性を改めて確認するために作成したものです。チェックの結果、税理士法に照らしてひとつでも違反行為が認められた場合には、ご自身にて速やかに改善を行う必要があります。

各会員におかれましては、この強化月間中にチェックを行い、税理士法第一条（税理士の使命）を再確認していただくとともに、納税者の信頼に応えるべく、資質の向上と品位保持に一層努めていただきますようお願いいたします。

※ 継続的に良好な事務所運営を行うため、利用後に保存し
経年比較を行うことを推奨いたします！

※ セルフチェックシートは、四国税理士会HPの〈会員専用ページ〉に
掲載しておりますので、ご活用ください！



← ダウンロードはこちらから



税理士証票の提示・会員章の着用を励行しましょう

高松国税局からのお知らせ

給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関する コールセンター（令和7年9月16日開設）

国税庁では、源泉徴収義務者の方が、所得税の基礎控除の見直し等に適切に対応いただけるよう、「所得税の基礎控除の見直し等に関する特設サイト」を開設して、パンフレット、よくある質問（Q&A）、年末調整関係書類等を掲載するなど、周知・広報を順次進めているところです。

今般、以下のとおり「給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関するコールセンター」を開設しておりますので、お知らせいたします。

○ 給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関する
コールセンター

電話番号：0570-02-4562（ナビダイヤル）

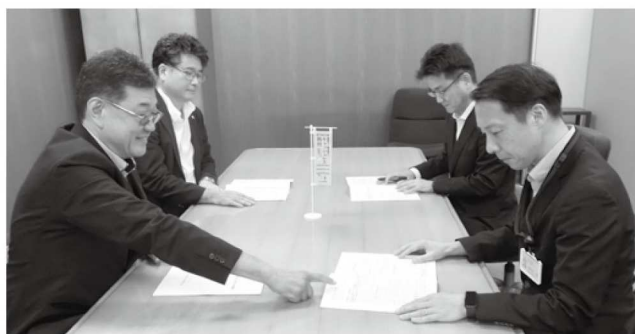
受付時間：9：00～17：00

（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）

「税制改正建議書」を高松国税局へ



「税制改正建議書」を後藤総務部長に手渡す



四国税理士会調査研究部は、去る8月28日、日税連作成の「令和8年度税制改正に関する建議書」及び当会作成の「令和8年度税制改正意見書」を高松国税局の後藤総務部長に手渡した。

これは、日税連が税理士法第49条の11の規定に基づき、税務行政及び税制に関する建議を財務省・国税庁・総務省に対し毎年実施しているが、当会としての立場から建議書の趣旨を説明し、改正の実現に向けての理解と協力を得るために例年行われている。

当日は、岩佐副会長並びに市川調査研究部長が高松国税局を訪問し、建議内容の説明などを行った。

高松国税局からのお知らせ

～ 源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー ～



体験できること

- ✓ 徴収高計算書の作成
- ✓ ダイレクト納付(自動ダイレクトを含む。)
- ✓ インターネットバンキングによる納付

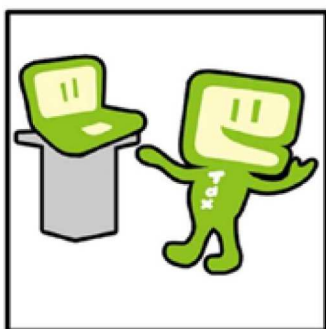
デモ操作ですので、ミスを気にすることなく何度でも体験できます!!

簡単を体験!!

「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」で検索



次のような場面で活用をお願いします



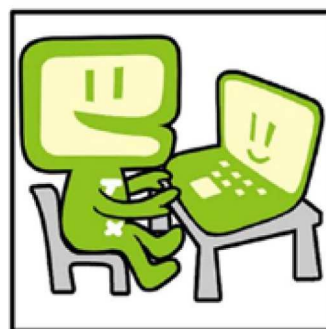
利用勧奨

- e-Taxによるキャッシュレス納付の利用勧奨に活用
- e-Taxの利便性や操作性を、**デモ操作することで、利用勧奨から実利用へ**



職員研修

- 利用勧奨の研修資料に活用
- e-Taxの手続きを行う際の、画面遷移や入力箇所を、**具体的に何度でも体験**



補助マニュアル

- 実際にe-Taxを操作する際の補助マニュアルに活用
- **デモ操作画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作に活用**

高松国税局からのお知らせ

四国税理士会会員の皆さまへ 相続税e-Tax をご利用ください

相続税のオンライン利用率の目標値を初めて達成！

- ◆ 高松国税局管内における令和6年度の相続税のオンライン利用率は、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」で設定された目標値48.0%を初めて達成することができました。税理士の皆さまのご協力にお礼申し上げます。
- ◆ 令和7年度及び令和8年度の相続税のオンライン利用率の目標値の達成に向けて、更なる利用率の向上が必要ですので、引き続き、積極的なご利用をお願いします。

令和6年度			令和7年度	令和8年度
目標値	全国【速報値】	高松局【速報値】	目標値【改定】	目標値
48.0%	50.3%	目標達成！	63.0% <small>(令和7年6月30日公表済)</small>	令和7年10月 改定・公表予定

税理士の皆さまからのご意見等を踏まえた利便性向上策

税理士による贈与税申告情報の確認 (R7.5～) **NEW**

- ◆ e-Taxのマイページにおいて、相続人が過去にe-Tax送信した贈与税申告情報の確認が可能 (R7.1～)
- ◆ 相続人と委任関係の登録を行った税理士も相続人のマイページから贈与税申告情報の参照が可能

添付書類等のスキャナ読取り要件の見直し (R7.4～) **NEW**

- ◆ イメージデータ (PDF) のカラー要件を見直し、グレースケール (白黒など) で送信可能
- 令和7年3月まではカラー階調 (いわゆる、フルカラー) によりスキャナ読取り等を行う必要がありました。

利用者識別番号確認手続の簡素化 (R6.12～) **NEW**

- ◆ 複数人分の利用者識別番号を一度の「変更等届出書」の送信で確認可能
- 利用者識別番号の有無等は税務署 (又は業務センター) から税理士に電話で回答

提出をお願いしている添付書類の削減 (R5.1～)

- ◆ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

「相続税e-Tax特設サイト」のお知らせ

- 相続税e-Taxに関するFAQや、利用者識別番号の確認方法など、参考となる情報を掲載しています。

Check!

閲覧は
こちらから

相続税e-Tax
特設サイト



相続税e-Taxを利用する場合の 7つのポイント

申告書作成前の相続人への説明時

① 相続人の「利用者識別番号」を確認

- 利用者識別番号が不明な場合は「**変更等届出書**」をe-Tax送信
- 利用者識別番号の有無等を税務署又は業務センターから税理士に**電話**で連絡
- ※ パスワードの解除は不要です。



「変更等届出書」の入力方法

② 相続人に「委任関係の登録」について説明

- e-Tax上で「**委任関係の登録**」を実施
- ※ 「委任関係の登録」により相続人のe-Taxマイページ参照権限が税理士に付与されます。



委任登録の方法

◆ 納付が見込まれる場合には、ダイレクト納付利用届出書の準備いただくことをおすすめします。

相続税申告に必要なとなる資料の収集時

③ マイページから「贈与税申告情報」を確認

- 委任関係の登録を行った**相続人のマイページ**を参照
- 「贈与税関係」メニューから**贈与税申告情報**を確認
- ※ 確認できる情報は e-Taxで送信された申告に限ります。



マイページの贈与税申告情報

④ 収集した書類はPDFで保管

- 収集した書類は**PDFで保管**
- ※ 相続人から預かった書類をスキャンしてPDF化。

相続税申告のe-Tax送信時

⑤ 添付書類はイメージデータ (PDF) で送信

- イメージデータ (PDF) は**グレースケール (白黒など)**でも可能
- 1回の送信で**14MB**まで送信が可能 (合計11回: 最大154MBの送信が可能)



イメージデータで送信可能な添付書類

⑥ 申告書の提出状況はe-Taxの受信通知で確認

- e-Tax受信通知画面から**申告書の提出状況**を確認
- 申告書の提出日時はいつでも確認が可能

相続税の納付時

⑦ 相続税の納付もキャッシュレス

- キャッシュレス納付なら税務署や金融機関等への**窓口に行く必要なし**
- 税理士が納税者に代わって**ダイレクト納付**の手続を行うことが可能
- ※ ダイレクト納付を利用する場合は、**事前に**「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要となります。



納付手続

e-Taxの事前準備・送信方法・エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ

- WEBで解決
e-Taxのご利用に当たって、皆さまから寄せられた質問を、e-Taxホームページへ掲載しています。e-Tax全般に関する質問につきまして、まずは「よくある質問 (Q&A)」をご覧ください。
- 電話によるお問い合わせ
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901
受付時間：月～金曜日 9：00～17：00 (休祝日及び12月29日～1月3日を除く)



e-Taxに関するお問い合わせ先

◇ ◇ 日税連 会議出席報告 (8・9月) ◇ ◇

開催日	会議又は行事名	主な内容	出席者
8月7日(木)	第6回正副会長会	部・委員会等の具申等	浜崎会長
18日(月)	第5回登録調査部会	登録申請書の調査等	白井(前)登録調査委員長
19日(火)	第4回事業本部会	「税理」企画案の監修等	浜崎会長
21日(木)	第7回正副会長会	部・委員会等の具申等	
	第5回登録審査会	登録申請者の登録審査	
	国税庁幹部懇談会	国税庁からの要望事項等	
27日(水)	第2回監事会	常任監事の互選等	河上副会長
29日(金)	第3回広報部会	対外広報等	石井広報部長
9月2日(火)	第2回中小企業対策部会	副部長候補者の推薦等	新延中小企業対策部長
4日(木)	第2回常務理事会	議決事項等	浜崎会長、 河内・金子副会長
8日(月)	第3回総務部会	副部長候補者の推薦等	浜崎会長、重松総務部長
	第2回綱紀監察部会	当部の構成等	尾上綱紀監察部長
9日(火)	第2回租税教育推進部会	副部長候補者の推薦等	橋本租税教育推進部長
12日(金)	第2回国際部会	国際関係事業に関する報告書等	松岡理事
16日(火)	第2回税務支援対策部会	副部長候補者の推薦等	多田税務支援対策部長
	第3回調査研究部会	副部長候補者の推薦等	市川調査研究部長
17日(水)	第3回デジタル・システム委員会	副部長候補者の推薦等	西岡情報化対策部長
	第1回公益業務支援部会	副部長候補者の推薦等	森公益業務支援部長
	第2回研修部会	副部長候補者の推薦等	大石研修部長
18日(木)	第6回登録調査部会	登録申請書の調査等	西村登録調査委員長
	会務執行打合せ会(ウェブ)	正副会長会提案事項等	浜崎会長
22日(月)	第3回財務部会	副部長候補者の推薦等	宮川財務部長
24日(水)	第7回正副会長会	部・委員会等の具申等	浜崎会長
	第6回登録審査会	登録申請者の登録審査	
	第2回理事会	報告事項等	浜崎会長、 河内・金子・岩佐副会長、 丹下愛媛県専務理事
29日(月)	第2回制度部会	副本部長候補者の推薦	藤本制度部長

部・委員会だより**総務部の活動報告****総務部**

総務部の所掌事項は、「四国税理士会会務執行規則」にて1から7まで記載されています。特に7には「他の部・委員会及び研究所の所掌に属しない事項」と場合によっては所掌事項が増加するというのが特徴です。

令和7年度の事業計画においても、災害発生等緊急時における諸対策、女性会員及び若手会員の会務参画の検討、日本税理士企業年金基金や税理士職業賠償責任保険などの周知及び加入促進をあげております。

デジタル化対応として会議のペーパーレス化は、ほぼ支障なく運営できているのではないかと思います。一方で、電磁的方法（メール）による会員への通知について全会員の4割弱しか承諾を得られていない状況にあります。災害時においても、電気、通信は早期の復旧が予想されることから被害状況の把握にも電磁的方法は有効と考えます。部内でより一層の周知、広報についての施策を検討しておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

女性会員及び若手会員が会務に参加しやすい環境整備を検討しております。

四国会各支部のうち、会員数の少ない支部では会務の参加率において高水準を維持していますが、会員数が多い支部では会務参加の会員の固定化が見て取れます。また、その事により会務役職の負担解消も図られていない状況にあります。

今後、女性会員及び若手会員の会務参画を促すことによって、これらの問題の解消につなげていき、多くの会員が会務に参加することで組織を活性化したいと考えています。

徳島県支部連合会では青年部会を立ち上げ、会員及び会員事務所の相互発展を期する事を目的として活動しております。この青年部活動を通じて税理士会の会務活動にも理解が深まっているようです。他県においても青年部の設立を目標としております。

日本税理士企業年金基金は、税理士業務を主たる業とする事業所、その事業所の事業主又は従業員を主たる構成員とする法人又は団体の事業所が対象事業所となります。公的年金が目減りしていく中、ゆとりある老後の生活を送るためこの制度を利用してみてください。

相次ぐ税制改正や経済取引の複雑化等により、税理士業務の過誤による損害賠償請求が毎年、数多く発生しております。職業専門家が依頼者に損害を与えた場合に、その損害について賠償が可能であることが専門家としての要件ともいわれています。税理士職業賠償責任保険は専門家責任を果たすための一つの手段であり、税理士制度の社会的信頼性の向上に寄与するものであります。定例会等における説明会や研修会を予定しております。

11月21日（金）、春野総合運動公園にて「四国税理士会親睦ソフトボール大会」を開催いたします。多くの会員に参加していただき、他支部・他県の会員同士の親睦が深まれば幸いです。



◆TAINSメールニューストピックス

No.737（2025.09.04 発行）からNo.740（2025.09.25 発行）より

なお、TAINS メールニュースの全文は、TAINS ホームページで確認することができます。

【1】 今月の判決等

(1) 貸付金債権の評価～経営破綻は認められず額面金額で評価すべきと判断～

(令06-03-26 東京地裁 棄却・確定 Z888-2727)

原告が、被相続人の同族会社（A社）に対する貸付金債権等について、その一部が回収不能であるとして、2億6290万円と評価して相続税の申告をしたところ、処分行政庁は、額面どおり5億889万円と評価すべきであるとして更正処分等を行いました。

東京地裁では、評価通達205の「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」とは、同通達（1）ないし（3）の事由と同程度に、債務者が経済的に破綻していることが客観的に明白であり、そのため、債権の回収の見込みがないか、又は著しく困難であると確実に認められるときをいうものと解すべきであるとした上で、次のとおり判断し、額面金額で評価すべきとしました。

相続開始日の時点において、A社は債務超過の状態にあり、売上高や経常利益も減少傾向にあって、その経営状況は緩やかに悪化しつつあったものといえる。

しかし、平成29年6月期においてもA社の売上高はプラスであったのであり、（1）A社は、同族関係者である役員に対して役員報酬を支払うことができていたこと、（2）貸付金債権等のうち約93.6%は、その債権者が被相続人又はその同族関係者が債権者となっている債権等であったから、直ちに返済を迫られるような状況にあったとはうかがわれないこと、（3）金融機関から新たな借入れをし、その債務を返済することができていたことからすると、A社の経営状況が、相続開始日において破綻の危機に瀕していたものとはいえない。
(税法データベース編集室：依田 孝子)

(2) 過少申告加算税の正当な理由～弟の隠匿は兄弟間の主観的事情にすぎない！～

(令06-02-13 非公開裁判 棄却 F0-3-912)

原処分庁は、請求人の弟（共同相続人）を契約者とする生命保険契約に関する権利について、令和4年に2度の更正処分を行い、改めて判断した理由を追記し、本件更正処分等を行いました。本件は、第一次更正処分等を取り消し、処分理由を差し替えての本件更正処分等は違法か否か、弟の隠匿に「正当な理由」があるか否かについて争われ、審判所は、次のとおり判断し、請求を棄却しました。

原処分庁が、判断した理由が付されていない第一次更正処分等を是正するため、第二次更正処分等によりこれを取り消して、改めて判断した理由を追記した本件更正処分等を行ったことは、適正な課税の確保を図るために行った課税の公平の見地からの当然の権限の行使であり、手続的な不備（瑕疵）がある処分を是正したものにすぎないと認められる。

遺産分割調停において本件生命保険契約の存在が明らかにされず、仮に、請求人が主張するように、本件弟との間に本件生命保険契約の存在について請求人に対し隠匿するような関係性があっても、それは飽くまで請求人及び本件弟との間の主観的事情にすぎず、本件生命保険契約に関する権利が、相続税申告書の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、請求人に真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があるとはいえないことから、通則法第65条第4項第1号に規定する「正当な理由」があると認めることはできない。
(税法データベース編集室：藤原 真由美)

この原稿は、一般社団法人日税連税法データベースの承諾を得て作成しています。

《TAINS加入の方法》

(1) インターネットを利用する場合 <https://www.tains.org/> の右上の入会案内のページから直接、またはFAXでの入会申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上お申し込みください。

(2) 電話による場合 事務局（03-5496-1195）までお電話ください。

税の広場

令和7年改正 相続土地の所有権移転登記等の登録免許税特例が2年延長

国税庁はこのほど、令和7年度税制改正に係る「相続による土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置について」を公表した。

相続により土地を取得した個人が、その土地の所有権の移転登記を受ける前に死亡した場合、令和9年3月31日までに、その死亡した個人をその土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記について、登録免許税を課さないとされている（措法84の2の3①）。

また、個人が、令和9年3月31日までに、土地について相続による所有権の移転登記又は表題部所有者（不動産登記法20）の相続人が所有権の保存登記を受ける場合、これらの登記に係る登録免許税の課税標準となる不動産の価額（市町村役場で管理している固定資産課税台帳に登録された価格等）が100万円以下であるときは、これらの登記に係る登録免許税は免税とされている（措法84の2の3②）。

いずれの場合も本来は土地の価額に対して0.4%の税率がかかるが、令和7年度税制改正において両特例の適用期限が令和7年3月31日から2年延長されたため、令和9年3月31日までは免税となる。

（情報提供：週刊 税務通信）

日税連機関誌「税理士界」新春号写真募集

広報部では、日税連「税理士界」新春号の1面写真を会員の皆様から募集いたします。奮ってご応募ください。

1. 募集締切日……令和7年11月25日（火）必着
2. 写 真……A4版以上の大きさの紙焼きまたはデジタルデータによるカラー写真2点以内（未発表のものに限ります。テーマは、特に正月に関連するものに限らず、自由なテーマをお願いします。明るく前向きなイメージの作品をご提供ください。なお、写真には①撮影者②画題③撮影場所を付してください。）
3. 選考方法……提供いただいた写真のうち1点を12月1日開催予定の広報部会で選考させていただきます。提供いただいた写真すべてを掲載することはできませんので、あらかじめご了承ください。
4. 宛 先……日本税理士会連合会 広報課
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階
メールアドレス kouhou@nichizeiren.jp
5. 過去の掲載例…令和7年 東京会 百瀬弘之会員「新しい時代にむかって」
令和6年 北海道会 峯岸正幸会員「北の地に鎮座する守護神」
令和5年 千葉県会 柳沢達志会員「太陽に飛行機」
令和4年 東京地方会 鈴木正芳会員「干支ねぶた」
令和3年 東京会 内沼英城会員「謹賀新年」
令和2年 東京会 倉片 隆会員「伊勢神宮の朝」

研修会のご案内

配信期間	時間	研修内容	
		(テーマ)	(講師)
令和6年10月31日(木)～令和7年10月30日(木) (オンデマンド配信)	算定5時間	消費税研修会 「消費税トラブルの傾向と対策」	税理士・東京会会員 熊王 征秀 氏
令和6年11月29日(金)～令和7年11月28日(金) (日税連からオンデマンド配信)	算定6時間	令和6年度 第3回全国統一研修会 「税理士制度を俯瞰する ～税理士法の諸規定を中心として～」	税理士・東京会会員 坂田 純一 氏
令和6年12月9日(月)～令和7年12月8日(月) (オンデマンド配信)	算定5時間	税務調査対応のためのエビデンス研修会 「税務署を納得させるエビデンス ー決定的証拠の集め方ー」	税理士・東京会会員 伊藤 俊一 氏
令和7年2月10日(月)～令和8年2月9日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定3時間	令和6年度 第4回全国統一研修会 「法人税実務の留意事項」	税理士・近畿会会員 上西 左大信 氏
令和7年5月12日(月)～令和8年5月11日(月) (オンデマンド配信)	算定5時間	貸倒損失及び債権譲渡の税務上の取扱いについて	税理士・東京会会員 中村 慈美 氏
令和7年7月7日(月)～令和8年7月6日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定5.5時間	令和7年度 第1回全国統一研修会 「税理士損害賠償訴訟の予防策・対応策」 ～もし訴えられたらどうする?訴えられないためにはどうする?～	弁護士 内田 久美子 氏
令和7年7月25日(金)～令和7年12月末 (オンデマンド配信)	算定2.5時間	改正税法等・網紀監察研修 ①「税理士法違反行為」 ②「所得税関係」 ③「資産税関係」 ④「法人税関係」 ⑤「消費税関係」 ⑥「キャッシュレス納付関係」	高松国税局 総務課 税理士専門官 中塚 泰道 氏 高松国税局 個人課税課 審査指導係長 永尾 淳 氏 高松国税局 資産課税課 審査指導係長 宇藤 祥平 氏 高松国税局 法人課税課 審査指導第一係長 竹田 雄介 氏 高松国税局 消費税課 連絡調整官 小池 寛洋 氏 高松国税局 管理運営課 実務指導専門官 安藤 弘幸 氏
令和7年8月8日(金)～令和8年8月7日(金) (オンデマンド配信)	算定5時間	ハラスメント研修会 その発言、セーフ?アウト? 今こそ学ぶ「税理士業務に役立つハラスメントの基礎知識」 ～「四国税理士会ハラスメント防止規程」を素材にして～	弁護士 山浦 美紀 氏
令和7年9月24日(水)～令和8年9月23日(水) (オンデマンド配信)	算定5時間	税理士事務所のための転ばぬ先のトラブルシューティング研修会	税理士 富永 昭雄 氏

※ ライブ配信・オンデマンド配信は、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」からご視聴ください。

※ 日税連では、マルチメディア研修で多くのコンテンツを配信しています。四国税理士会ホームページの「研修受講管理システム」にログイン後、「マルチメディア研修(日税連)」からご視聴ください。



野球への恩返し

石原 浩範
(高松)

令和5年9月25日に税理士登録され約2年が経過しました。

税務行政という公務の職場で43年間勤務していたことから、開業当初は一人親方の民間人としての環境変化に多少の戸惑いもありましたが、諸先輩方の温かい指導や励ましの言葉で徐々に環境に馴染んできたところです。

私は、幼い頃に故長嶋茂雄氏の大活躍が連日放送されるテレビ観戦や昭和45年に従兄(高松商業)が出場した夏の甲子園観戦がきっかけで野球のおもしろさに魅せられ、以降小学5年生から約50年間ユニフォームに袖を通してきました。

退職後ほどなくして、高松市内の軟式野球リーグの審判を手伝ってもらえないかとのお誘いを受けました。これまでお世話になってきた野球を裏方からサポートすることで微力ながら野球への恩返しができるのではないかと

と考え、このお誘いを快諾しました。現在は、3月下旬から11月までの日曜日に高松市内の球場で軟式野球の審判に従事しています。炎天下の下、多いときは1日4試合担当することもあり年相応に老化した身体(現在64歳)にはきつく感じることも多々ありますが、若者の卓越した体力・技術力に感服するとともに、年配プレイヤーの珍プレイに癒やされながら意外に楽しい1日を過ごしています。

当初は、所詮中高年の「草野球」程度と思っていましたが、中には高校卒業後間もない強豪校の野球部メンバーを集めた精鋭集団や、過去に甲子園準優勝や全日本大学選手権出場メンバーといった強者を抱えるチームも多くあり、「想像以上にハイレベルな世界に足を突っ込んでしまったな。」と、安請け合いした自分を悔やんだ時期もありました。

私の試合での心がけは、①常に緊張感をもった正確なジャッジ、②野球ルール of 厳格な適用を基本に据えて選手の方々が楽しく野球できる環境を醸成するよう心がけています。ふり返れば、①正確な事実認定(ジャッジ)、②法令を遵守した税務代理等は税理士業務の基本であり、審判員の心がけと重なる部分が多いことに気付かされました。

働く皆様に将来の安心を。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。

① 国の退職金制度!

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。



詳しくはホームページをご覧ください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211



予測可能な未来

矢野 浩之
(伊予西条)

「多様な変化の中で税理士業務も大きな転換期を迎え、従来の『申告代行者』としての役割から、より広範な『経営支援者』としての役割が求められる。AIや会計ソフトの普及により帳簿作成や申告代行といった業務の多くは自動化されていき、その結果、税理士の業務は『数字を処理する仕事』から『数字を読み解き、未来を提案する仕事』へとシフトしていき、企業の経営戦略に関わるアドバイスをを行うコンサルティング要素がさらに重要になるだろう。」

これは、「これからの社会と税理士業務」というお題で生成AIに問いかけて画面に表示された回答です。

従来のAIは、学習済みのデータから適切な回答を提示しますが、生成AIは、すでに学習したデータを参考に予測した回答を返すのではなく、AI自身が自ら学習し続け、人間が与

えていない情報やデータさえもインプットし、新たなアウトプットを人間に返すことができます。

これは面白いと思い、さまざまな内容について、問いかけてみましたが、驚異的な短時間で十分な内容の回答が返ってきます。

便利な世の中になったものだと感嘆していましたが、同時に、巷間で言われている、いずれAIに職を奪われる世の中が間近に迫っていることを感じました。税理士のような専門サービスの分野においてもAIを駆使して安易に回答を得られるのであれば、税理士は事業として成立するのか、他者との差別化はどう図られるのか。

これまで顧問先に尋ねられた質疑に対して参考文献を読んで理解した上で説明していたものをAIを活用して回答を準備すれば、どれだけの時間を短縮できるのでしょうか。しかもその回答は、その気になれば、誰でも手に行うことができるのです。そういう未来がすぐそこまで迫っています。

それまで私は、先程と同じ問いを繰り返しAIに尋ね、今後の身の振り方を考えることにします。

認定研修

研修細則第4条の定めにより、下記の団体が実施する研修を認定しましたのでお知らせします。
なお、申込等問合せについては、直接、当該団体等をお願いいたします。

申請団体	開催日時	研修場所(受講方法)	研修テーマ	講師
高知ICS協議会	令和7年 11月10日(月) 14:00~17:00	地域ICS協議会 ウェビナーサイト	事務所主導による関与先との業務DX ~複数システム活用編~	税理士 近畿税理士会会員 黒田 智紀 氏
徳島ICS協議会				
愛媛ICS協議会				
香川清新会	令和7年 11月17日(月) 18:00~20:00	高松商工会議所 201会議室 (高松市番町2-2-2)	市街地農地等の評価 (特に、宅地造成費の取り扱いを中心に)	税理士 近畿税理士会会員 笹岡 宏保 氏
東亜大学 租税法研究 フォーラム	令和7年 11月16日(日) 10:00~12:00	ライブ配信 (Zoom)	国際課税をめぐる諸問題について	東亜大学大学院 税法客員教授 土屋 重義 氏

※ 会員とは、申請団体の会員をいいます。

※ 詳細につきましては、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」に掲載しています。

会員異動

新入会員です。よろしくお祈いします。

入会〈9月24日〉・・・新入会員



よしかわ ひでゆき
吉川 英幸
支 部 松山支部
事務所 松山市松末2-1-38
ラ・エタージュ201号
電 話 089-907-6626
趣 味 銭湯、スポーツ観戦



みやざき ひでし
宮崎 秀史
支 部 高松支部
事務所 高松市岡本町
1557-168
電 話 087-816-0878
趣 味 旅行、京都散策、
シーリング



おおぎ た やまじ
大喜多 山治
支 部 丸亀支部
事務所 丸亀市中府町4-8-28
電 話 070-4208-2834
趣 味 バイク



みや た よしこ
宮田 良子
支 部 鳴門支部
事務所 鳴門市撫養町南浜字東浜
158-13
第5西谷ビル2階
税理士法人日本会援隊
鳴門事務所
電 話 088-686-5181
趣 味 かれこれ40年前よりエ
アロビクスが好きで令和
7年7月に東京の芝税務
署を退職するまで週2、
3回通いを続けておりま
した。時代とともに教室
も減少しましたが、最近
はYoutubeで家エアロし
ています。



9月の登録者に税理士証票を交付



ぬかだ こうじ
額田 耕司
支 部 高松支部
事務所 高松市太田下町2329-9
ダイアパレス太田第6
102号室
電 話 087-816-6035
趣 味 マラソン、釣り、読書



ふる や まもる
古谷 守
支 部 松山支部
事務所 愛媛県伊予郡松前町大字
西高柳246-9
電 話 090-3185-1702
趣 味 ウォーキング、読書



ながもり かずひこ
永森 和彦
支 部 高知支部
事務所 高知市瀬戸南町1-3-49
電 話 088-800-1034
趣 味 スポーツジム、読書



こうのいけ きみひろ
鴻池 公宏
支 部 松山支部
事務所 松山市雄郡1-4-8
電 話 090-4782-8073
趣 味 サブスク鑑賞



のむら だいせい
野村 大成
支 部 松山支部
事務所 松山市谷町甲375-6
電 話 089-979-2123
趣 味 ゴルフ



おち 越智 則勝
 支 部 新居浜支部
 事務所 新居浜市宮西町5-10
 税理士法人六条
 伊東事務所
 電 話 0897-47-5881
 趣 味 スポーツ観戦(特に野球)、
 ウォーキング



ひろた りえこ 弘田 利栄子
 支 部 中村支部
 事務所 四万十市安並2500-1
 弘田直平事務所
 電 話 0880-35-8760
 趣 味 健康食づくり



たかはし あきひと 高橋 明仁
 支 部 高松支部
 事務所 香川県木田郡三木町大字
 平木821-10
 電 話 087-898-9406
 趣 味 映画鑑賞、畑でちよくちよく
 土をいじってます



かみおか かつはる 上岡 功治
 支 部 松山支部
 事務所 松山市三番町3-9-7
 税理士法人GRAP
 電 話 089-968-1143
 趣 味 読書、ドラマ鑑賞



あんど う ひでのり 安藤 英徳
 支 部 高松支部
 事務所 高松市亀井町4-2
 税理士法人生駒会計
 電 話 087-862-0322
 趣 味 アマチュア無線、写真



とっとり てつお 鳥取 哲夫
 支 部 池田支部
 事務所 徳島県三好郡東みよし町
 加茂2468-1
 阿部義弘事務所
 電 話 0883-82-6118
 趣 味 ソフトバレー

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。10月(会報発行日以降)～12月の相談日等は下記のとおりです。

県	場 所	相 談 日 時	科 目	担 当 者	
香 川	税理士会館2F	12/11(木)	13時～17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		11/13(木)		資産税	岡田 隆行
愛 媛	愛媛県税理士会館	11/7(金)・12/5(金)	13時 ～16時30分	法人税 消費税 所得税	大川 正純
		11/7(金)・12/19(金)		資産税	潮見 秀孝
		11/21(金)・12/5(金)			池田 康廣
徳 島	県連事務局	11/7(金)・11/21(金) 12/5(金)・12/19(金)	13時～16時	資産税	坂野 哲也
高 知	県連事務局	11/5(水)	13時～16時	法人税 消費税	三本 聖典
		11/19(水)		資産税	門田 克也

〈会員相談室を利用される方へのお願い〉

会員相談日以外の日において、相談員の事務所に直接連絡を行い相談をされる方がいるとの報告がありました。会員相談室をご利用される場合は、くれぐれも相談日を事前にご確認いただきますようお願いいたします。

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

(受付時間・平日 10:00～11:45、13:00～14:45 TEL 03-3492-6016)



すやま とよひろ
陶山 豊広
 支 部 高松支部
 事務所 高松市春日町989-2
 電 話 090-5653-7371
 趣 味 スポーツ全般、家庭菜園



たにぐち おさむ
谷口 治
 支 部 高松支部
 事務所 高松市亀井町4-2
 税理士法人生駒会計
 電 話 087-862-0322
 趣 味 里山登山、温泉めぐり

退会

(業務廃止)

- 〈 9月17日〉 野口 悦雄 (伊予西条支部)
- 〈 9月30日〉 島津 諭 (松山支部)
- 〈 9月30日〉 佐藤 禎二 (高松支部)

(欠格条項)

- 〈 9月 6日〉 池内 弘幸 (松山支部)

(税理士法人会員)

- 〈 9月18日〉 税理士法人やよい 来住事務所
 (従たる事務所)

訃 報

謹んでお悔やみ申し上げます

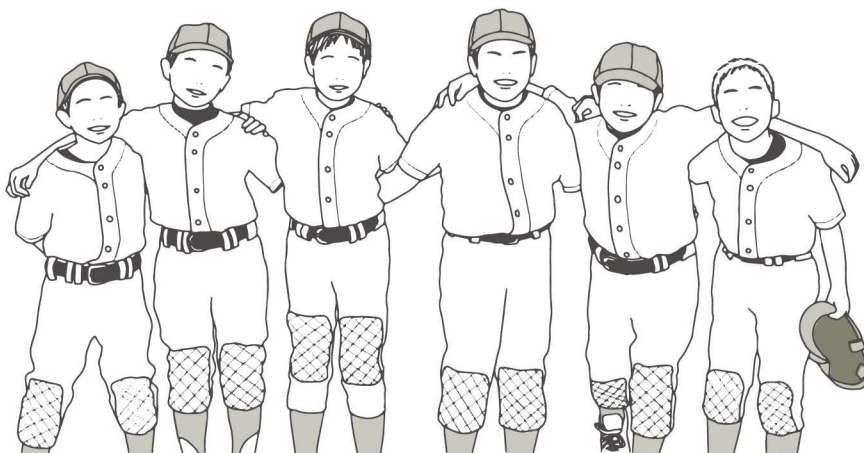
酒井 一若 先生 (松山支部)

9月7日 80歳

四国税理士会 会員数 9月30日現在(月末退会者を含む)

県 名	税理士会員	税理士法人会員		
		主	従	計
香 川	549	29	19	48
愛 媛	577	43	19	62
徳 島	297	24	13	37
高 知	240	10	5	15
合 計	1,663	106	56	162

※ 主は主たる事務所、従は従たる事務所



編 集 後 記

10月といえばプロ野球。8歳でホークスファンになって半世紀近く、弱かった時代から(程々に)応援し続けてきました。Bクラスが当たり前だったチームが、今や優勝争いの常連に。正直、強くなりすぎて少し寂しく感じる自分もいます。マジックが点灯し、いよいよパリーグ連覇が目前です。この文章が掲載される頃には、歓喜の胴上げが待っていることを願っています。(松井)

四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品

報酬口座振替システム

ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・
消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、
翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け

口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまに
よくご利用いただいています!



介護・訪問看護

不動産・マンション管理



塾・教室・学校



スポーツクラブ

振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者
四国税理士共済会
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先
〔委託先会社〕
大同生命グループ
NSS 日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル

0120-700-676
フリーダイヤル (平日9:00~12:00、13:00~17:00)

日本システム収納

検索

税理士業界の皆様だけがご加入できる

信頼と安心の 年金基金



ふやしまリスの「ふーちゃん」

5人以上の従業員を雇用している土業の個人事務所は社会保険への加入が必要となっています

2025年4月に
制度の変更を
行いました

- ✓ 一時金の支給要件を1ヶ月に短縮
- ✓ 年金掛金率を事業所毎に
1.2%・3.0%・5.0%から選択可能

ご加入いただける方

厚生年金に加入している
税理士事務所、税理士法人、
その他法人(株式会社、合同会社等)が
ご加入いただけます。



ご加入の
メリット

3

退職金の
社外積立に
利用できます

1

掛金は
全額損金算入
できます

2

採用力の強化や
離職の防止にも
貢献

4

積立額は
元本割れ
しません

5

70歳まで
加入
できます



日本税理士企業年金基金

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
TEL.03-5740-0851(代) / FAX.03-5740-0853
Mail: contact@zeikikin.or.jp

<https://www.nenkin-kikin.jp/zeikikin/> 税理士基金 Q

制度の詳細、資料請求はこちらから



協 同 組 合 情 報



「VIP大型総合保障制度」「全税共年金」推進 期間/2025年9月~11月

全国統一キャンペーン実施中!

皆さまのご協力をお願いいたします

円滑な事業承継には
VIP大型総合保障制度

老後の安心のために
全税共年金

この機会にぜひ
以下のような関与先様をご紹介ください!

1. 大型の保障で事業承継対策を万全にしたい
2. 幹部社員の万一の保障や退職金の備えがしたい
3. 安心して医療が受けられる保障が欲しい
4. 公的年金を補完する年金制度に入りたい

ご紹介頂く際には
「関与先紹介カード」をご利用ください

本共栄会は各地の税理士協同組合と協力して、VIPの拡販を目的とした関与先紹介運動を進めています。紹介カードの詳細は、所属の税理士協同組合に直接お問い合わせください。

キャンペーンは以下11社の生命保険会社の協力を得て進められています。

キャンペーン参加保険会社

- 朝日生命 ●第一生命 ●日本生命 ●ジブラルタ生命 ●明治安田生命 ●メットライフ生命
- 住友生命 ●SOMPOひまわり生命 ●アクサ生命 ●富国生命 ●三井住友海上あいおい生命

キャンペーン期間中、税理士事務所を訪問する営業職員にあたたかい対応をお願いいたします。

全税共は税理士業界・社会公共の発展に貢献しています

- ① 業界運営にかかる税理士一人ひとりの負担を軽減
- ② 公益の増進と地域文化の振興に寄与する活動
(公財)日本税務研究センターと(公財)全国税理士共栄会文化財団の設立・運営支援

全国税理士共栄会 全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 [全税共](#) [検索](#)

東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館 4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333



税理士専用の口座振替サービス

税理士協同組合の 報酬自動支払制度



報酬自動支払制度は

**インボイス制度
対応**

**ネット受付口座振替サービス
開始!**

【ネット口座振替サービスについて】
※本サービスはオプションです。※個人口座のみご利用可能です。
※対応金融機関など詳細はHPをご確認ください。

関与先様 1 件から利用可能

詳しい制度内容はホームページから!

“報酬自動支払制度”で 二次元コードから
アクセス

検索 または

報酬自動支払制度 **検索**

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型	売上管理型
 少ない件数からの 利用をお考えの先生 基本料が無料なので気軽にご利用を 開始できます。 基本料 (振込手数料含む) 無料 口座振替請求手数料 335円/件	 請求・集金に関する 業務負担軽減を お考えの先生 機能が充実し事務所の請求管理業務の 一部を自動化できます。 基本料 (振込手数料含む) 1,800円/月 口座振替請求手数料 240円/件 <small>5日と28日両方の振替日をご利用 の場合、2,100円/月となります。</small>

※表示金額は消費税を含みません。

報酬自動支払制度のお問い合わせは **0120-155-551**

関与先様の集金は My 集金 NET

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。
 賃料・各種会費・購読料など
 定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは **03-3345-0890**




税理士協同組合事務代行社
株式会社 **日税ビジネスサービス**



税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

事故原因の多くは【うっかり】と【思い込み】

1年間※でお支払いした保険金

633件 23億7,167万4千円

※2023年7月1日～2024年6月30日

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

お問合せ先 (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5階

電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

<https://www.zeirishi-hoken.co.jp>



入力業務の省力化と所内管理の一元化でこれからの備える。

JDL 大規模税理士法人運営システム

基幹業務を効率化するAI-OCRや財務・税務システムをはじめ、実務に特化した事務所管理・顧問先管理のグループウェア、外出先からのリモートワークシステム、顧問先用の自計化ツールに至るまでをトータルにご提供。さらなる事業拡大に取り組むための業務効率化と経営改善を実現します。

税理士法人の業務効率化やシステム構築例を掲載した冊子を無料で差し上げます。



- 基幹業務の効率化による“組織全体の生産性向上”
- 人海戦術に頼ることのない“新規顧客の獲得”
- 多くの顧客・スタッフを抱える“税理士法人ならではの課題”を解決
- 業務環境の改善で“スタッフから選ばれる税理士法人”へ

スマートフォンからも簡単にお申し込みいただけます！



入力業務削減は「JDL AI」。詳しくはホームページをご覧ください！



株式会社 日本デジタル研究所 本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606) 3111(大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

高松営業所 / 〒760-0017 高松市番町1-6-1 (両備高松ビル3F) …… Tel.087-805-1521(代)

全国税理士共栄会だより No.594 (2025年10月号)



登録事務所
募集中!

新たな収入源で事務所を元気に!

税理士VIP代理店

関与先にVIPを勧奨し、成約すると提携保険会社から代理店手数料が支払われます

税理士VIP代理店の仕事

- ◆VIP大型総合保障制度と全税共年金の拡販および契約の保全
- ◆生命保険設計書の作成及び提案
- ◆加入申込書類の記入と手続
- ◆その他

税理士VIP代理店のメリット

- ◆事務所の収入源が拡大します。
- ◆関与先のリスクマネジメント等に役立つ保険知識が習得できます。
- ◆代理店業務は保険会社がサポートします。



税理士VIP代理店とは 全税共提携保険会社と代理店契約を締結した税理士で、全税共の基本理念をふまえ、主要事業であるVIP大型総合保障制度・全税共年金の拡販に努める者。

Z1 第26回税理士VIP代理店 推進キャンペーン

代理店登録をした税理士会会員に
ギフトカードを贈呈!

- ◆対象: 税理士会会員
- ◆期間: 2025年1月1日～12月31日
- ◆奨励基準: 期間中に税理士VIP代理店登録した方にギフトカード(1万円)を贈呈

詳細は、以下の提携保険会社に直接お問い合わせください。

- ◆朝日生命 ◆第一生命 ◆日本生命 ◆ジブラルタ生命
- ◆明治安田生命 ◆エヌエヌ生命 ◆住友生命
- ◆メットライフ生命 ◆SOMPOひまわり生命 ◆アクサ生命
- ◆富国生命 ◆三井住友海上あいおい生命
- ◆オリックス生命 ◆FWD生命

Z2 第25回税理士VIP代理店 挙績キャンペーン

- ◆対象: 税理士VIP代理店
- ◆期間: 2025年4月1日～12月31日
- ◆対象契約: 期間中に成立した全税共扱いの保険契約

◆表彰基準及び賞品:

賞名	表彰基準	賞品
ドリームA賞	月額保険料※ 100万円以上	10万円 ギフトカード贈呈
ドリームB賞	月額保険料※ 50万円以上	5万円 ギフトカード贈呈

※期間中に成立した全税共扱い契約の初回保険料月額合計額

全国税理士共栄会 全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 全税共 検索

東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

